三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町下鳴字道立三〇四〇、三〇四三から三〇四五まで、字東坊三〇五二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東坊三〇五二の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県高梁市成羽町坂本字クロタキ三〇二八、字草苅場三〇四四、字城ノ越三〇四五の一、字百町田三〇四九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県岡山市北区御津中牧字年谷一一二〇、一一二四、一一二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字年谷一一二〇・一一二四・一一二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岡山県総社市新本字春山三八一一の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岩手県遠野市土淵町飯豊一地割一七の二、一一九の一、二地割三、五、六、一四、一五、一六の一、一六の三、一二一の一、一二四の四、一二四の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
一地割一七の二・一一九の一・二地割一六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三、五、六、一四、一五、一六の三、一二四の五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び遠野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市富岡字坂ノ下七五七、一一九三、一一九五、一一九七の一、字谷入一一六七から一一七一まで、一一七二の一、一一七二の三、字荒裂一一七三から一一七六まで、一一八一、一一八四、一一八五、一一八八から一一九一まで、字味噌ケ入一一九八の二、一二〇三の一、一二〇四、一二〇五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字三本松乙一六三六の二一五・乙一六三六の二一八から乙一六三六の二二〇まで（以上四筆国有林）

二　(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(二)　解除の理由　道路用地とするため
(三)　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字三本松乙一六二〇の二二八（国有林）
(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(二)　解除の理由　道路用地とするため